

## 住民税非課税世帯等の皆さんへ

# 臨時特別給付金（10万円）を支給します

●問い合わせ 松本市臨時特別給付金コールセンター

(☎31-3111 ☎31-3786 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給します。支給対象に該当する世帯は、期日までに申請書または確認書の提出が必要です。郵送による申請、口座振込による支給を基本としますので、ご協力をお願いします。

申請をお願いします！

▶詳細は市ホームページへ



### ① 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、各世帯全員の1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

#### 【判定方法のイメージ】

令和3年1月以降の  
1カ月分の収入※（任意） × 12カ月



住民税非課税水準

※収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です（遺族年金など非課税の公的年金等収入は含みません）。令和3年分の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しに基づく所得で判定することもできます。

#### 申請方法

要件を満たす方は申請が必要です。

【申請期限 9月30日(金)必着】

申請書は各支所・出張所窓口のほか、郵送または市ホームページからも取得できます。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	96万5,000円	41万5,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	146万9,000円	91万9,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	187万9,000円	123万4,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	232万7,000円	154万9,000円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204万3,000円	135万円

### ② 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）時点で松本市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※対象者には通知を発送しました。

#### 申請方法

【世帯全ての方が、令和3年1月1日以前から松本市にお住まいの場合】

確認書を受給者(世帯主)宛てに郵送しました。必要事項をご記入の上、**4月30日(土)までに返送してください。**

【世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合】

申請書を受給者(世帯主)宛てに郵送しました。転入した方が非課税である場合に限り、必要事項をご記入の上、**5月10日(火)までに返送してください。**

- ★ ①②ともに、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
- ★ ①②を重複して受給することはできません。
- ★ 支給対象に該当する世帯のうち、書類がお手元に届いていない場合や、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に松本市に避難している方の支援措置については、お問い合わせください。